

八王子市告示 第 2 1 9 号

八王子市市税賦課徴収条例（昭和 2 5 年八王子市条例第 1 9 号。以下「条例」という。）第 7 条第 1 項の規定により、令和 6 年 2 月 1 日付八王子市告示第 2 1 号において別に告示で定めることとされている期日のうち、次の表に掲げる指定地域に住所又は居所の所在地（納税者等が法人等である場合は、本店又は主たる事務所若しくは事業所の所在地）がある者に係るものは、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限が令和 6 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日までの間に到来するものについて、同年 9 月 2 日とする。

令和 6 年 7 月 2 3 日

八王子市長 初宿 和夫

都道府県名	指定地域
富山県	全域
石川県	金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町

(問い合わせ先)
財政部税制課